



cutting through complexity

「FASBは収益認識に関する新基準をIASBよりも大幅に変更することに意欲を示した」

—KPMGグローバルIFRS
収益認識リーダー
Prabhakar Kalavacherla (PK)



収益認識の新基準の改訂に関する動向

本ニュースレターでは、収益認識に関する新基準に関して、2015年3月に行われた審議の概要及び実務への影響について解説します。

IASBとFASB(以下、両ボード)は2015年3月の会議で、収益認識に関する新基準(以下、新基準)に含まれる本人か代理人かの検討に関するガイダンスに主に焦点を当てて討議した。両ボードは改訂案について討議したが、最終的な決定を行う前にさらなる調査が必要であると結論付けた。

ただし、その他の論点については、両ボードは新基準の改訂を提案することで合意した(ここ2ヶ月で2度目の合意となる)。これらの改訂は、両ボードの収益認識に関する合同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group for Revenue Recognition, TRG)が討議した実務適用上の論点に対処するためのものである。

2015年2月の会議と同様、FASBはIASBよりも広範で詳細な改訂を提案している。

主な改訂案の内容は以下のとおりである。

- 本人か代理人かの検討: 支配の原則の適用方法を明確にするため、両ボードはさらなる調査を指示した。
- 売上税の表示: FASBは、売上税の純額表示を企業に認める実務上の便法を新たに設けることで合意した。
- 回収可能性の検討: FASBは、契約の有無を評価する際の回収可能性の要件の適用方法、及び契約の解約について明確にすることで合意した。
- 現金以外の対価: FASBは、現金以外の対価を契約開始時に測定することと、変動対価の制限の適用方法を明確にすることで合意した。
- 新基準への移行措置: 両ボードは、移行措置に対する選択肢として、実務上の便法をさらに追加することを提案した。

収益認識プロジェクトの動向

これまでの経緯

IASBとFASB(以下「両ボード」)は、2014年5月28日、収益認識に関する新たな基準書(IFRS第15号及びASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」)(以下、新基準)を合同で公表した。新基準により、IFRS及びU.S. GAAPにおける現行の収益認識に関するガイダンスのほとんどが差し替えられる。

これと同時に、両ボードは、収益認識に関する合同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group for Revenue Recognition, TRG)を組成した。TRGの主な目的は以下のとおりである。

- 新基準の適用から生じる利害関係者にとっての課題を収集し、分析及び審議を行う。
- それらの適用上の論点について、両ボードが対応すべき論点があるか、ある場合には、どのように対応すべきかを両ボードが決定するのに役立つ情報を提供する。
- 利害関係者が実務の適用に関与する他者から新基準を学ぶためのフォーラムを開催する。

TRGは両ボードに助言を行うが、基準を策定する権限は有していない。TRGメンバーには、様々な業種及び地域から参加した、U.S. GAAP及び(または)IFRSにおける収益認識の知識と経験を有する監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者が含まれる。TRGメンバーにはKPMGパートナーが2人含まれている。

TRGはすでに、2014年7月、2014年10月及び2015年1月と、3回の会議を開催している。2017年または2018年までに年間約4回の会議を開催する予定である。

TRGのアジェンダ・ペーパーは公表されており、会議もすべて公開で開催されている。TRGがこれまでに討議した論点の概要は、このニュースレターの巻末に記載されている。

TRGの討議では、これまでに検討したほとんどの論点については、利害関係者が新基準を理解し、適用できるはずであるとされた。ただし、一部のケースについては、実務にばらつきが生じる可能性がある。

これまでのTRGの討議をふまえ、両ボードは2015年2月の会議で、以下の論点に関する新基準の改訂を提案すると決定した。

- ライセンス
- 独立した履行義務の識別

[REVENUE NEWSLETTER 第12号](#)で説明しているとおり、IASBとFASBとで、改訂案に多くの相違点がある。

2015年3月の会議

両ボードは2015年3月の会議において、TRGから提起された、以下の論点にどのように取り組むかについて検討した。

- 企業が本人として活動しているのか、代理人として活動しているのか(すなわち、収益を総額と純額のいずれで認識すべきか)の判定
- 本人として活動する企業が最終顧客から支払われる対価の金額を把握していない場合、収益をどのように測定すべきか
- 企業は売上税を総額と純額のいずれで表示すべきか
- 現金以外の対価の測定
- 特に、頻繁に変更される長期契約を締結している企業のために、新基準に移行時の負担を軽減する実務上の便法を追加するか否か

これらの論点の多くは、現在適用されている収益認識規定のもとで生じているものである。本人か代理人かの検討については、FASBは新基準だけではなく、現行のU.S. GAAPの規定も改訂する可能性がある。

両ボードはそれぞれ別個に公開草案を公表し、改訂案についてコメントを募集する予定である。両ボードはそれぞれの公開草案について公表時期を決定していないが、FASBは公開草案を、45日間のコメント期間を付して間もなく公表する予定である。

さらに両ボードは、新基準の適用日(現在、U.S. GAAPを適用する公開企業及びIFRSのもとでは2017年とされている)を延期するか否かについて、利害関係者とのアウトリーチ活動を実施している。両ボードはこのアウトリーチ活動の結果について2015年第2四半期に討議する予定である¹。

内容

収益認識プロジェクトの動向	2
2015年3月の決定の一覧	2
本人か代理人かの検討	2
売上税の表示	2
回収可能性の検討	2
現金以外の対価	2
新基準への移行措置	2
TRGが討議した論点	2

1 (訳者注)FASBは2015年4月29日に新基準の適用日を1年延期することを提案するASU案を公表した。

2015年3月の決定の一覧

両ボードは多くの論点について改訂を提案することで合意した

論点	IASBの決定	FASBの決定
本人か代理人かの検討		
本人か代理人かをどのように判定すべきか	支配の原則の適用方法を明確にするため、本人か代理人かの検討に関する論点についてさらに調査する。	
売上税の表示		
売上税をどのように表示すべきか	検討しない。	売上税を純額で表示するという会計方針の選択を企業に認める実務上の便法を追加する。
回収可能性の検討		
契約の有無を判定する際に、企業は回収可能性をどのように評価すべきか	さらに調査する。	新基準を改訂し、回収可能性の評価方法及び契約の解約という文言の意味を明確にする。
現金以外の対価		
現金以外の対価の測定日をいつとするか	検討しない。	現金以外の対価の公正価値は契約開始日に測定することを明確にする。
現金以外の対価を含む契約に、変動対価に関するガイダンスをどのように適用するか	検討しない。	変動対価に関するガイダンスは、対価の形態以外の理由による変動性のみ適用することを明確にする。
新基準への移行		
移行措置の選択肢として実務上の便法をさらに追加すべきか	適用開始日前に変更された契約に関する実務上の便法を追加する。	
	新基準を遡及的に適用する場合、従前のGAAPのもとで完了している契約に新基準を適用しないことを企業に認める。	検討しない。
	検討しない(IFRSでは免除規定がすでに設けられている)。	新基準の適用開始事業年度に特定の開示を免除する。

本人か代理人かの検討

本人か代理人かの検討について、支配の原則の適用方法を明確にするため、両ボードはさらなる調査を指示した

【論点】

本人か代理人かをどのように判定するか

新基準のもとでは、複数の当事者が顧客への財またはサービスの提供に関与している場合、企業は自社が以下のいずれであるかを判定する。

- 取引の本人である(その場合、企業は財またはサービスの対価の総額を収益として表示する)
- 取引の代理人である(その場合、企業は自社が受け取る報酬または手数料のみを収益として表示する)

本人か代理人かの判定方法に関する新基準のガイダンスには、包括的な原則、指標及び設例が含まれている。企業が本人か代理人かの判定に関する包括的な規定は、現行のIFRS及びU.S. GAAPの収益認識ガイダンスにも設けられているが、新基準における「支配」のフレームワークではなく、概ね「リスクと便益」のフレームワークに基づくものである。

利害関係者から、新基準と現在発効している収益認識規定のもとで、本人か代理人かに関するガイダンスの適用方法が整合しているかについて懸念が寄せられていた。新基準のもとでは、すべての指標及び設例が支配の原則と整合しているか否か、及び指標間で異なる結果が導き出される場合の指標間の優先順位を含む、特定の領域について懸念が寄せられた。利害関係者からは、特に、バーチャルまたは無形の財を伴う「ニューエコノミー」の取引に、このガイダンスを適用するのが困難となり得るとの意見も示されている。

2014年7月のTRG会議で、新基準のガイダンスは様々な解釈が可能であり、そのため実務への適用にばらつきが生じ得るとの懸念が示された。したがって、両ボードは特定の改善の要否について理解するための追加的な調査を実施するようスタッフに指示していた。

本人は総額の収益をどのように評価すべきか

利害関係者から、仲介業者が最終顧客に請求する金額を企業が把握していないケース(例: 仲介業者が価格設定の裁量権を有する場合)もあることが示された。そのようなケースでは、企業は取引価格を見積ることが困難であるために、収益の測定が困難となり得る。これは、現在有効である収益認識規定における実務上の論点であるが、新基準にも特定のガイダンスはない。

2014年7月のTRG会議において、そのようなケースで企業が以下のいずれを収益として認識すべきかについて見解が分かれた。

- 仲介業者から受け取った現金のみ
- 仲介業者が最終顧客に請求する金額の見積り

【両ボードの決定】

本人か代理人かの検討についてさらに調査が必要である

2015年3月の会議では、両ボードは、本人か代理人かの検討に関する包括的なガイダンスについて特定の提案に関する決議は行わなかった。ただし、両ボードはこの論点の重要性を認め、さらに調査するようスタッフに指示した。

討議の過程でIASBとFASBのメンバーの多くは、当初、本人か代理人かを判定する際に、支配の原則が常に決定要因となることを明確にするようガイダンスを改訂するために、範囲を限定して改善することを支持した。これらの改善には、個々の指標と支配の原則との関連性が明確になるようにより指標を見直すことが含まれる可能性がある。ガイダンスをより根本的に見直すアプローチについても討議されたが、範囲限定的な改善ほど支持を集めなかった。

【影響】

本人か代理人かの検討に関するガイダンスをさらに明確にするための作業の実施

両ボードは引き続き、本人か代理人かの検討に関するガイダンスの改善に向けた作業を実施する見込みである。これにより、新基準のガイダンスのもとでは同一の事例について合理的な人々が判断した結果が異なるために、実務にばらつきが生じ得るといふ、TRGメンバーから寄せられた懸念に対処することになる。この作業により、現在有効であるU.S. GAAPの改訂につながる可能性もある。ただし、この論点は広く、かつ複雑な問題であるため、新基準の改訂の正確な内容及び時期については未定である。

売上税の表示

FASBは、売上税の純額表示を企業に認める実務上の便法を新たに設けることで合意した

【論点】

売上税をどのように表示するか

新基準のもとでは、第三者のために回収した金額(例:一部の売上税)は、取引価格(すなわち、収益)から除外する。企業は売上税を以下のいずれで表示すべきかについて、個々の状況により評価する。

- 総額(すなわち、収益及び売上原価に含める)
- 純額(すなわち、収益から除外する)

顧客から回収し政府当局に支払う個々の税金を評価する新基準の規定は、現行のIFRSと類似しているが、それらの売上を総額と純額のいずれかで表示するという会計方針の選択が認められる現行のU.S. GAAPとは異なっている。この現行のU.S. GAAPの会計方針の選択の適用範囲には、売上税、使用税、付加価値税及び一部の物品税が含まれる。

この論点に関するTRGの討議を受け、一部の米国の利害関係者は、税金が第三者のために回収したものであるか否かを判定するのが実務上困難であることに対し、複雑さを軽減するために実務上の便法を新たに新基準に追加するよう、両ボードに要請した。

【両ボードの決定】

FASBは新たな実務上の便法を支持したがIASBは却下した

IASBは、売上税が税務当局のために回収された場合は、取引価格から除外することが新基準で明確にされているため、この論点について基準策定は必要でないと結論付けた。個々の売上税の適切な表示方法を決定する際には、判断が要求されることになる。

他方、FASBは、新たな実務上の便法を新基準に含める提案を行うことを決定した。この実務上の便法により、実務上の便法の適用範囲に含まれる売上税を純額で表示することが認められる(ただし、強制ではない)。企業は新基準の規定を適用することもできる。いずれの場合も、企業は適用したアプローチを開示することになる。

【影響】

現行のIFRSとU.S. GAAPの差異が復活する

FASBの提案により、新基準により解消されていた現行のIFRSとU.S. GAAP間との差異が復活することになる。この差異により、IFRSとU.S. GAAPの財務諸表間の比較可能性が低下し、U.S. GAAPを適用する企業間でも、企業ごとに適用するアプローチが異なる場合に、比較可能性が低下することになる。財務諸表利用者が、関連する企業同士について意味のある比較を行うためには、追加的な開示に頼ることが必要となる。

FASBスタッフは、現行のU.S. GAAPのもとでは同一業種の企業は同じアプローチを採用する傾向にあり、新基準でもそのような傾向が引き継がれる可能性が高いとした。これは、業種特有の会計処理を削減するという新基準の主な目的の1つに反するものである。

FASBは、契約の有無を評価する際の回収可能性の要件の適用方法、及び契約の解約という文言の意味について明確にすることで合意した

【論点】

契約の有無を判定する際に回収可能性をどのように評価するか

新基準の収益認識モデルは、収益認識モデルのステップ1の「契約が存在する」ための要件を満たす契約のみ適用される。これらの要件には、企業が権利を得ると見込まれる対価を顧客が支払う可能性が高いか否かの判定(すなわち、「回収可能性の要件」)が含まれる。

契約が、契約が存在するための要件(回収可能性の要件を含む)を1つでも満たさない場合、企業は以下のいずれかが発生している場合にのみ、顧客から受け取った対価を収益として認識する。

- 契約が存在するための要件が事後的に満たされ、収益認識モデルを適用することにより収益を認識することになる。
- 企業が残りの義務を有しておらず、対価のすべてまたはほとんどすべてを受け取っていて返金不要である。
- 契約が解約されており、受け取った対価が返金不要である。

TRGは2015年1月の会議で、回収可能性に関する複数の論点について討議した。この討議を受け、両ボードは以下についてさらに調査することに合意した。

- 回収可能性の要件の適用方法及び契約が解約されたか否かの判定方法
- 契約が存在するための要件を満たさない場合に要求される会計処理は、経済的実質を忠実に描写するものであるか否か

【両ボードの決定】

FASBは回収可能性の評価方法及び契約の解約という文言の意味を明確にする予定である

FASBは、以下の事項を明確にするための新基準の改訂案に合意した。

- 回収可能性の要件の適用方法
- 契約が存在するための要件を満たさない契約について、契約が解約されたか否かをどのように判定するか

FASBは、特に以下の事項を明確にすることを提案する。

- 回収可能性を評価する際に、企業は対価の全額ではなく、「企業が顧客に移転する財またはサービスと交換に権利を得ることとなる」対価について検討する(すなわち、回収可能性は、顧客の信用リスクや、企業が契約期間を通じて顧客の信用リスクを管理するために利用可能な手段について検討することにより、将来の予測に基づき評価する)。
- 契約の解約とは、契約上、企業が財及びサービスの移転を停止する能力を有しており、実際に移転を停止した場合をいう。

IASBは今回、IFRSの新基準については、同様の明確化を行わない予定である。

【影響】

現段階では明確化のみを行う

FASBは、回収可能性の判定及び契約の解約という文言の意味に関する今回の提案を、純粋な明確化と位置付けている。この提案の目的は、両ボードが当初意図していた方法で新基準が適用されるようにすることである。IASBは、明確化は必要ないと考えている。

しかし、契約が存在するための要件を満たさない契約の会計処理が変更されることは、重要な変更である。そのような状況で要求される会計処理は懲罰的であるとの意見もある（現金会計よりも慎重であるといわれている）が、両ボードはそのような会計処理が実務で適用されるのは稀であると予想している。この論点に関するスタッフの作業は主に、今回の会議で合意された明確化が行われた後に、どの程度の契約にこのガイダンスが適用されるかに焦点が当てられる予定である。

FASBは、現金以外の対価を契約開始時に測定すること、及び制限の適用方法を明確にすることで合意した

【論点】

現金以外の対価を含む契約の測定日をいつとするか、及び制限をどのように適用するか

新基準のもとでは、現金以外の対価は取引価格に含め、信頼性をもって測定できない場合を除き公正価値で測定する。現金以外の対価の公正価値が、対価の形態のみを理由として変動する場合、その対価は変動対価ではない。

利害関係者から、現金以外の対価の公正価値の測定日について疑問が提起された。現金以外の対価を含む契約に、変動対価に関するガイダンスをどう適用すべきか（特に、現金以外の対価の公正価値が対価の形態による理由とその他の理由の両方により変動する場合）についても疑問が提起された。

2015年1月のTRG会議で、この2つの論点についてTRGメンバー間で見解が分かれた。

【両ボードの決定】

IASBは検討しないことを決定

IASBはこれらの論点について現段階では検討しないことを決定した。IASBは、この決定により現金以外の対価に関する論点をより包括的に検討することが可能となり、他の基準との相互関係から意図しない結果が生じることが回避できると強調した。

FASBは両方の論点についてガイダンスを追加することを提案

他方、FASBは、以下の事項を明確にする新基準の改訂を提案することで合意した。

- 現金以外の対価の測定日を契約開始日とする。
- 変動対価に関するガイダンスは、現金以外の対価の公正価値の変動のうち、対価の形態により生じるものには適用しない。

【影響】

測定日に関するFASBの提案により、U.S. GAAPのもとで新基準を適用する際の整合性が改善される

変動対価に関するFASBの提案も、U.S. GAAPのもとで新基準を適用する際の整合性を促進するものである。しかし、FASBが選択したアプローチは、現金以外の対価の公正価値の変動を、対価の形態に関連するものとそれ以外の理由によるものとに区分することを企業に要求するため、一部のケースでは、実務への適用が困難となり得る。ガイダンスを新たに策定しないというIASBの決定により、IFRSを適用する企業がFASBのアプローチに従う可能性も残されている。逆に、これらの企業が、FASBのアプローチで要求される公正価値の変動をその理由ごとに配分することを回避できる、より簡潔なアプローチを望ましいと考える可能性もある。

新基準への移行措置

両ボードは、移行時の選択肢として実務上の便法をさらに追加することを提案した

【論点】

移行時の選択肢として実務上の便法をさらに追加すべきか

企業は以下の2つの方法のうちいずれかを用いて新基準に移行できる。

遡及適用アプローチ	企業は新基準を遡及的に適用する
累積的影響を修正するアプローチ	企業は比較期間を修正せず、適用開始日の利益剰余金を調整し、同日から新基準を適用する

新基準には、遡及適用アプローチを採用する際に移行上の免除規定を提供する、実務上の便法を選択肢も含まれている。

利害関係者からは、適用開始日前に頻繁に変更された長期契約を締結している企業にとって、新基準に移行するにあたっての負担が特に重いことについて、懸念が寄せられていた。

2015年1月のTRG会議で、そのようなケースに関して移行上の免除規定を提供する実務上の便法を、新たに策定できないかについて調査を実施することが概ね支持されていた。

【両ボードの決定】

契約の変更に関する新たな実務上の便法

両ボードは、適用開始日より前に変更された契約について、新基準に実務上の便法を追加する、提案に合意した。この提案のもとでは、企業は以下を実施する。

- 契約の開始日から契約変更修正日 (Contract Modification Adjustment Date, CMAD)²までに充足した履行義務及びまだ充足していない履行義務をすべて識別する。
- CMAD時点で入手可能な情報に基づき、取引価格を算定する。
- 算定した取引価格を、財またはサービスの過去の独立販売価格を用いて履行義務に配分する。

IASBIは完了した契約に関する移行措置を簡略化する

IASBIは、遡及適用アプローチにおいて、適用開始日以前に従前のGAAPのもとで完了した契約に新基準を適用しないことを認める実務上の便法を追加する提案にも合意した。

FASBは移行に関する開示を簡略化する

FASBは、企業が遡及適用アプローチを適用する場合、当期において以下の開示をしなくてもよいとする新基準の改訂案にも合意した。

- 新基準の適用が財務諸表の表示科目に及ぼす影響
- 影響を受ける1株当たり金額 (該当ある場合)

ただし、移行が行われた事業年度において、それ以外の会計処理の変更に関する開示規定は適用する。

IFRSの新基準には、このような免除規定がすでに含まれている。

² IFRSのもとでは、CMADは表示される最も古い期間の期首である。U.S. GAAPのもとでは、CMADは、遡及適用アプローチを適用する企業については表示される最も古い期間の期首であり、累積的影響を調整するアプローチを適用する企業については適用開始日である。

【影響】

コストと比較可能性の間のトレードオフ

変更後の契約に関する実務上の便法によりもたらされる免除は、頻繁に変更される契約を多数締結している企業や、複雑な長期契約を締結している企業に歓迎されると考えられる。ただし、企業は変更後の契約について、依然として以下の事項が要求される。

- CMADにおいて充足されているか充足されていないかに関わらず、契約に含まれる履行義務をすべて識別する
- CMADにおいて取引価格を配分するための過去のデータを入手する

企業が遡及適用アプローチを適用する場合の完了した契約に関して、IASBが実務上の便法を追加したことにより負担が軽減されるのは、移行日前に変更を行った契約のみにとどまらない。特に、従前のGAAPのもとで費用項目として取り扱っていたが、新基準のもとでは履行義務として識別することが要求される可能性がある財またはサービス(例:顧客の顧客へのアフターサービスの提供)についても、負担が軽減される。

実務上の便法の追加により、移行時の負担が軽減される一方、比較可能性は低減される(例:同一の企業が締結した類似の契約について、適用開始日前に締結された契約と適用開始日後に締結された契約との比較)。そのため、適用開始日に未完了であった契約がすべて完了するまで(一部の企業では何年も先となり得る)、財務数値に影響を及ぼす可能性がある。したがって、移行時の負担が軽減されることによる便益と、比較可能性が低減することによる不利益を慎重に比較することが必要となる。

TRGが討議した論点

開催日	TRGアジェンダ・ペーパーの番号	審議された論点	結論
2014年 7月18日	1	総額表示と純額表示: 代理人の指標	FASBスタッフが追加の調査とアウトリーチ活動を実施する
	2	総額表示と純額表示: 顧客への請求額	FASBスタッフが追加の調査とアウトリーチ活動を実施する
	3	ライセンスとライセンス以外の財またはサービスが含まれる契約に付された売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤルティ	2015年2月の合同会議で討議された
	4	資産計上された契約コストの減損テスト	さらなる検討は行われない見込み
2014年 10月31日	5	2014年7月の会議で討議された論点の概要及び次のステップ	該当なし
	6	追加的な財またはサービスに関する顧客のオプション及び返金不能の前払報酬	さらなる検討は行われない見込み
	7	契約資産または契約負債の表示	さらなる検討は行われない見込み
	8	知的財産のライセンスの性質の決定	2015年2月の合同会議で討議された
	9	「契約の観点において別個のものである」という要件	2015年2月の合同会議で討議された
	10	契約の強制可能性及び解約条項	さらなる検討は行われない見込み
2015年 1月26日	11	2014年10月の会議で討議された論点の概要及び次のステップ	該当なし
	12	顧客との契約で約束した財またはサービスの識別	2015年2月の合同会議で討議された
	13	回収可能性	2015年3月の合同会議で討議された*
	14	変動対価	さらなる活動は行われない見込み
	15	現金以外の対価	2015年3月の合同会議で討議された
	16	待機履行義務	さらなる検討は行われない見込み
	17	イスラム金融取引	IASBアドバイザー・グループとともに引き続き討議する予定
	18	重要な権利	2015年3月のTRG会議でさらに討議する予定
	19	顧客に支払われる対価	2015年3月のTRG会議でさらに討議する予定
	20	重大な金融要素	2015年3月のTRG会議でさらに討議する予定
	21、22	リサーチ・プロジェクトのアップデート(知的財産のライセンス及び履行義務の識別)	2015年2月の合同会議で討議された
	23	契約獲得の増分コスト	さらなる検討は行われない見込み
24	移行措置: 契約変更	2015年3月の合同会議で討議された	

* 履行義務をすでに充足しており、対価の一部(ただし、ほとんどすべてではない)を受け取った場合の会計処理に関して提起された懸念への対処についてのみ、さらなる検討が実施される可能性がある。

討議された論点の詳細な概要、TRGメンバーが示した見解、及びそれらの論点についてのFASB/IASBスタッフの見解、及びそれらの論点に関して両ボードが予定している次のステップ(該当ある場合)については、[アジェンダ・ペーパー5](#)、[アジェンダ・ペーパー11](#)及び[アジェンダ・ペーパー25](#)を参照のこと。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年3月に発行した「IFRS Newsletter- Revenue」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS収益認識ニュースレター(IFRS – Revenue Newsletter)は、KPMGが提供する、収益認識プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。